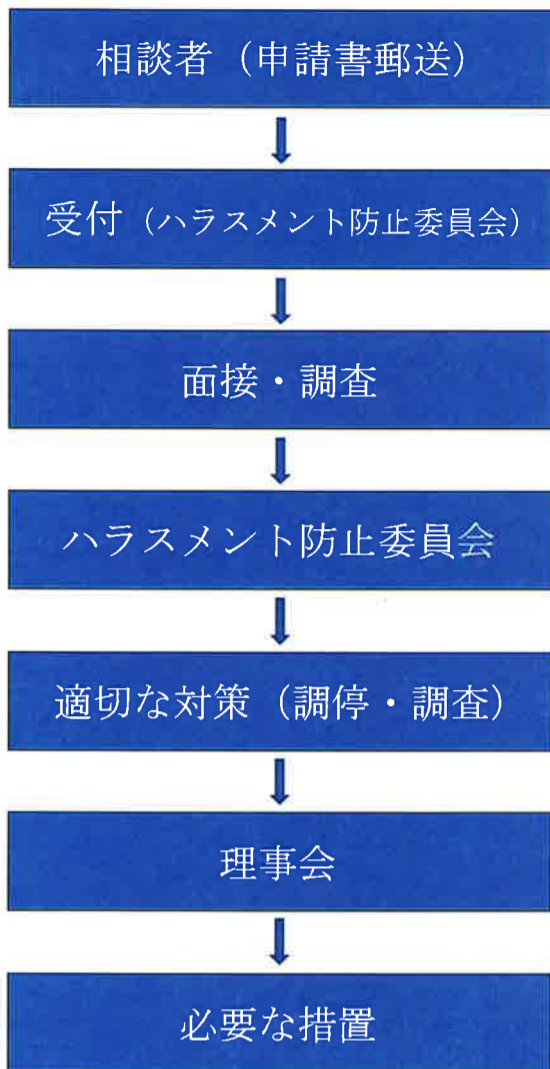


ハラスメントと感じたら

相談の流れ



●受付：日本発達心理学会ハラスメント防止委員会
で受け付けます。学会ホームページから相談申請書
をダウンロードして委員会あてに郵送してくださ
い。

●聞き取り：面接委員は、相談内容を聞き取り、相
談者の希望に応じて、ハラスメント防止委員会に問
題解決の申し立てを行います。

●ハラスメント防止委員会の役割
委員会は、面接委員からの報告を受けて、本会が問
題にすべきハラスメントに該当すると判断した場
合、すみやかに適切な対策（調停・調査等）の実行
に移します。

●調停：相談者の申し立て内容に沿って、相談者の
権利回復を目的として、両当事者の言い分を聞き、
互いの理解に基づく解決を目指します。

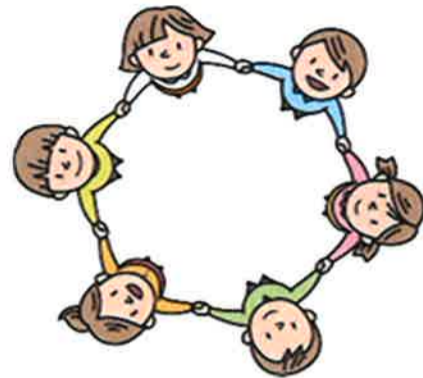
●調査：調停では相談者の権利回復が困難であると
判断される場合は、両当事者や関係者等から聴取す
る等して、事実関係の調査を行います。

●必要な措置：委員会は、調停・調査等を踏まえて
必要な措置を検討し、理事会に提案して、理事会が
措置をとります。

人権を尊重した 学びの場に！

日本発達心理学会会員のための
ハラスメント防止

ハラスメントをしない、
させない、許さない



一社）日本発達心理学会
ハラスメント防止委員会

〒113-0033 東京都文京区本郷7-2-5

日本発達心理学会は ハラスメント防止に 取り組んでいます

パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラ
スメント、セクシャル・ハラスメントなどの種
々のハラスメントを防止することを通して本会
に関わる人の人権および尊厳を守り、学会員・
事務職員が安心して快適に学会活動や職務に従
事できるようにすることを目指しています。

ハラスメント防止対応策

- 【1】 予防のための啓発
- 【2】 事態把握のための相談活動
- 【3】 ハラスメントへの対処
- 【4】 ハラスメントを受けた人の、その後の
学会活動・業務を安全に保つための
方策

問題となる行為

相手に身体的または精神的苦痛
や傷害、不利益などを与え、相手
の人権や尊厳を侵害するすべての
の行為を指します。

- 加害者から面と向かってなされた行為だけ
でなく、電話や手紙、電子メールなどにお
ける言動、活動中に知り得た個人情報や噂
の流布なども含まれます。
- 問題となる言動に、加害者の指示に従って
加担する行為も対象となることがあります。

★ハラスメントか否かは受け手の
感じかたが重要になります。

ハラスメント被害を受けたら

- 一人で悩まないで信頼できる人、または相
談窓口にご相談してみましょう。
- 可能なときは不快であることを示しましよ
う。
- 起こったことをできるだけ記録につけてお
きましょう。

ハラスメントの加害者にならないために

- 強い立場にある場合、自分と相手の立場の
違いを理解して接しましょう。
- 相手の拒否がないことが「合意・同意」と
は同義ではないことに注意しましょう。
- ハラスメントと思われるような行為をして
しまったら、なるべく早く失礼を詫び、繰
り返さないようにしましょう。
- ハラスメントの加害者として訴えられたと
しても報復は厳禁です。